





厚生労働省東京労働局発表令和2年10月30日

東京労働局雇用環境・均等部指導課 指導課長新名準一郎 課長補佐酒井みほ 電話 03-6867-0211 FAX 03-3512-1557

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間を 11 月に実施します

大企業の長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更等の「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。このため、東京労働局(局長 土田浩史)では、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」において、下記のとおり、「しわ寄せ」防止に向けた取組を実施します。(別添リーフレット1~3参照)

記

1 使用者団体、大企業等に対する「しわ寄せ」防止に向けた要請の集中的な実施

- ・キャンペーンの実施に先立ち、都内の使用者団体等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた協力要請を行いました。
- ・労働局職員が、管内の大企業等を訪問し、当該企業における働き方改革の要請に併せて、 取引企業に対する「しわ寄せ」防止に向けた要請を行います。

2 関係法令の周知の徹底

・労働局及び労働基準監督署は企業訪問時、各種説明会等のあらゆる機会を捉え、しわ寄せ防止に向けた遵守すべき関係法令(労働時間等設定改善法等)の周知の徹底を行います。

「しわ寄せ」が下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないよう、厚生労働省は、中小企業庁と公正取引委員会とともに、『大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策』(しわ寄せ防止総合対策)を策定し、更に、大企業・親事業者の働き方改革に伴う中小企業への「しわ寄せ」防止に向けた社会的機運の醸成を図るため、11 月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた各種取組を集中的に実施することとしております。



II月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、 下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、 急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

貸 厚生労働省 │都道府県労働局 │ 労働基準監督署







大企業等と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の 事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮 する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。
- ■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく 「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- ●やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の<u>適正なコストは親事業者が負担する</u>こと。
- ●親事業者は、下請事業者の「<u>働き方改革」を阻害する</u>不利益となるような取引や要請は行わないこと。
 - 例えば…●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
 - ●親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
 - ●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、 適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
 - ●納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- ●親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注 計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- ●発注内容を変更するときは、<u>不当なやり直しが生じないよう十分に配慮すること。</u>

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、<u>人手不足や最低賃金の引き上げなど</u>による労務費の上昇について、<u>その影響を反映するよう協議すること。</u>

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 🚾 0120-418-618 にご相談ください。 (受付時間)9:00 ~ 12:00 ∕ 13:00 ~ 17:00(土日・祝日・年末年始を除く)携帯電話・PHS からもご利用いただけます。 お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。



事業主の皆様へ

長時間労働につながる**取引慣行を** 見直しましょう!!



労働時間等設定改善法に基づき、 他の事業主との取引において、長時間労働に つながる短納期発注や発注内容の頻繁な 変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、 次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を 図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の 短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法 の改善を図ること。



厚生労働省・都道府県労働局

「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主 的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有 効に発揮できるようにしようとする法律です。

また、「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)」とは、労働時間等設定改善法第4条第1項の規定に基づく指針(告示)であり、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、次のとおり規定されています。

労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)(抄)

(事業主等の責務)

第2条 1~3 (略)

4 事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注 の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善 に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要 な配慮をするように努めなければならない。

労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)(平成20年厚生労働省告示第108号)(抄)

- 2 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置
- (1) ~ (3)(略)
- (4) 事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項

個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの 発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々 の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直 しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例 えば、次のような事項について配慮をすること。

- イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適 正化を図ること。
- □ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- 八 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

厚生労働省では、「しわ寄せ」に係る情報を把握した場合は、地方経済産業局に情報 提供するほか、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因す る下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)等の違反が疑われる事案につい ては、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っています。

労働時間等設定改善法については、

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)まで

中小企業の皆さん

取引上の悩みを抱えていませんか?





下請かけこみ寺

にご相談ください!

「下請かけこみ寺」では、中小企業の皆さんが抱える取引上の悩み相談を 受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアド バイスを行います。



悩んだらここに相談を!

下請かけこみ寺

相談無料 全国48か所 秘密厳守 匿名相談可能 中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。

500 0120-418-618

〈受付時間〉 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」 につながります。



中心業力。中小企業庁委託事業 (公財)全国中小企業振興機関協会

無料相談(相談員•弁護士)

例えば…

- ①支払日を過ぎても代金を払ってくれない。
- ②長年取引をしていた発注元から突然 取引を停止された。
- ③ お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったといって返品された。



調停による紛争解決手続 (ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。

消費税の転嫁等に係る 取引上の相談に応じています。

消費税転嫁に関するご相談はこちら

0120-300-217

下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています。

本部:(公財)全国中小企業振興機関協会 ···· 03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター ・・・・・・・・0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター011-232-2408	(公財) 滋賀県産業支援プラザ077-511-1413
(公財)21 あおもり産業総合支援センター017-775-3234	(公財) 京都産業 21 ···········075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター ・・・・・・・・・ 019-631-3822	(公財)大阪産業局 · · · · · · · · · · · · · · · · 06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構 ・・・・・・・・・・・ 022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター ‥‥‥ 078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター ・・・・・・・ 018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター 0742-36-8311
(公財) 山形県企業振興公社023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター ・・・・・・・・ 024-525-4077	(公財) 鳥取県産業振興機構0857-52-3011
水戸商工会議所029-224-5317	(公財)しまね産業振興財団 ・・・・・・・・・・ 0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター ・・・・・・・・・ 028-670-2603	(公財) 岡山県産業振興財団086-286-9670
(公財) 群馬県産業支援機構027-265-5027	(公財) ひろしま産業振興機構082-240-7703
(公財) 埼玉県産業振興公社048-647-4086	(公財) やまぐち産業振興財団083-922-9926
(公財)千葉県産業振興センター ・・・・・・・・043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構 ・・・・・・・・・088-654-0101
(公財) 東京都中小企業振興公社03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団 ・・・・・・・・・・087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター ・・・・・・・・・045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団 ・・・・・・・・・・・089-960-1102
(公財)にいがた産業創造機構 ・・・・・・・・・ 025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター ・・・・・・・・・088-845-7110
(公財)長野県中小企業振興センター026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター ・・・・・・ 092-622-6680
(公財)やまなし産業支援機構 ・・・・・・・・・055-243-8037	(公財)佐賀県地域産業支援センター ・・・・・・0952-34-4416
(公財) 静岡県産業振興財団054-273-4433	(公財) 長崎県産業振興財団095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構 ‥‥‥‥‥ 052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団 ・・・・・・・・・096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター ・・・・・・ 058-277-1092	(公財) 大分県産業創造機構097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター ・・・・・・・・・059-228-7283	(公財) 宮崎県産業振興機構0985-74-3850
(公財) 富山県新世紀産業機構076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター ・・・・・・・099-219-1274
(公財) 石川県産業創出支援機構076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺に直接ご訪問いただくか、お電話にて受付しております。また、メールやホームページでも受付ております。

下請かけこみ寺

相談無料全国48か所秘密厳守匿名相談可能

中小企業の取引上の悩み相談をお受けします。

500 0120-418-618